

岐阜県公報

第二千二百十六号
平成二十一年二月二十四日
(火曜日)

目次

岐阜県主要農作物種子審査規則の一部を改正する規則	(農産園芸課)	一一二
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	一一一
道路の区域変更	(道路維持課)	一一三
保安林の指定予定	(岐阜県農林事務所)	一一二
保安林の指定施業要件の変更予定	(下呂農林事務所)	一一三
農営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	一一三
保安林に指定する予定である旨の通知	(岐阜県農林事務所)	一一三

規則

岐阜県主要農作物種子審査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県主要農作物種子審査規則の一部を改正する規則

岐阜県主要農作物種子審査規則(昭和二十八年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「当該技術吏員」を「当該職員」に改める。

別記様式第二号中「種 子 試 験」を「試 験」に、「正誤検査 簿冊」を「正誤簿冊」に、「6 第4項」を「7 第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

高山市国府町木曾垣内字笹洞九三八の一、九三九から九五〇まで

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

関市下之保字高沢四五六の一、字門前四五八八、四五九〇から四五九二まで、四五九四から四五九八まで、字水洞四六〇〇の一から四六〇〇〇四まで、四六〇四の一、四六〇四の五

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	春日井線 各務原	各務原市鷺沼南町五丁目 五一番一地先から 同市同町五丁目 四四番地先まで	前	一五・一	一四・〇	
			後	一五・一	一四・〇	

岐阜県告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字長良志段見字裏山六一四の一から六一四の八まで、六一五から六一九まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町菅田笹洞字鹿通二〇三〇、二〇八一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業輪之内南部地区第二工区の換地処分を平成二十一年二月九日にしたので、同法第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明であるので、その要旨等を同法第八十九条の規定により次のとおり公示する。

なお、当該通知は、平成二十一年二月二十四日から十四日間岐阜市役所掲示場において掲示する。

平成二十一年二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林

(一) 所在場所

岐阜市大字長良志段見字裏山六一五

(二) 登記簿上の所有権者の住所及び氏名

岐阜市明徳町五一四の一 林 五作

二 森林法第三十条の規定による告示

(一) 告示した日

平成二十一年二月二十四日

(二) 告示の題名及び番号

保安林に指定する予定である旨の通知(平成二十一年岐阜県告示第百十六号)

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所

平成二十一年二月二十四日印刷
平成二十一年二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)